

新宿区立西早稲田地域交流館団体利用にあたって

西早稲田地域交流館は、高齢者の方に集会や娯楽のほか、文化活動・健康増進に向けた活動の場として活用していただく施設です。

利用される皆さんがそれぞれ譲り合い、お互いの活動が平等に行えるようご配慮をお願いします。

高齢者福祉の拠点である地域交流館を共有の財産として、長くご利用ください。

1 団体利用について

今回の団体登録承認期限は登録証に記載した期限になります。

利用される際は登録証を提示し、利用承認書を提出したうえでご利用ください。

【利用の申請】

利用する日の属する月の2か月前の月の第4土曜日から申請できます。

(利用月の2か月前が12月にあたる場合は第3土曜日)

【利用回数】

原則として、1団体につき月4回までです。

【利用料金】

無料です。

【団体利用時間】

*午前・・・午前9時～12時

*午後・・・午後1時～5時

*夜間・・・午後6時～10時



2 館の事業等について

地域交流館が主催する事業（体操教室など）や、区のマッサージサービスを実施する予定です。詳しくは、館だよりをご覧ください。

定期的な団体利用をご希望でも、館や区の主催事業等で部屋の利用ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

3 利用上の注意

(1) 次の目的で活動する方、団体は、利用できません。

- ・公序良俗を害するおそれのある利用
- ・物品販売等の営利を目的とした利用
- ・施設等に損害を与えるおそれのある利用
- ・その他館の管理上支障のある利用

(2) ゴミはお持ち帰りください。

西早稲田地域交流館の団体利用の手引き

1. 団体登録について

(1) 登録できる団体について

- ① 新宿区在住者で 60 歳以上の方の割合が半数以上の団体。
- ② 新宿区在住者で 60 歳以上の方を対象とした健康及び福祉の増進に向けた活動を行う団体

(2) 登録要件について

- ① 団体活動の内容を定めていること。(会則など)
- ② 団体の代表者を定めていること。
- ③ 団体の構成員が、5 名以上であること。
- ④ 団体の入会及び団体からの脱退が、自由に行われていること。

(3) 登録に必要な書類

- ① 新宿区立西早稲田地域交流館団体登録申請書
- ② 構成員の名簿(氏名、住所、年齢、連絡先)
- ③ 会則など活動内容がわかるもの

(4) 団体登録証について

- ① 登録の要件が満たされ、上記の必要な書類を提出した団体には、団体登録証を発行します。
- ② 団体登録の有効期限は、登録日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間です。
- ③ 令和 7 年 4 月以降は再度更新手続きが必要です。

2. 団体の施設利用と申請について

(1) 団体利用の部屋使用時間区分

貸出をする部屋の利用時間は以下の通りです。

| 午前 | 午後 | 夜間 |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 9 : 00 ~ 12 : 00 | 13 : 00 ~ 17 : 00 | 18 : 00 ~ 22 : 00 |

- ① 使用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。使用時間内に必ず、退出するようにお願いします。

②午前・午後・夜間の区分を利用回数の1回とします。

(2) 部屋の予約申込受付

① 予約開始日は、利用月の2か月前の第4土曜日、午前9時30分からとします。(12月は、第3土曜日)

※登録の要件(人数要件など)を満たさない団体『その他団体』は利用月の1か月前の同日が予約開始日になります。

② 予約受付で、利用日がほかの団体と競合した場合は、団体同士で話し合いを行い、調整がつかない場合は、職員立ち合いのもと抽選となります。

③ 予約開始日以降は、先着順で申込可能月の利用希望を受付します。

④ 受付時間は、開館日の午前9時から午後6時までとします。

※定期清掃日・選挙投票日は受付時間が変動します。

(3) 受付回数

受付開始日の申請回数は、月2回までとさせていただきます。なお、利用月に2回まで追加できますので、合計月4回まで利用できます。

(4) その他

①利用申請をする際は、団体登録証を必ず持参してください。

また、利用の当日には「利用承諾書」を持参してください。

② 利用日の変更や取り消し(キャンセル)をする場合は、利用承諾書を添えて利用取消・変更申請の手続きをお願いします。

③ 施設の使用終了後は、施設及び附帯設備(窓の施錠・机・椅子など)を現状に回復し、利用報告書を提出してください。

④ 新宿区立地域交流館条例、新宿区立地域交流館施行規則に定める、利用団体の要件を満たさなくなった場合は、利用区分の変更もしくは利用停止とさせていただきます。

⑤ 持ち込まれた物品は、必ず当日中にお持ち帰りください。

※利用承諾書裏面の注意事項を守ってご利用ください。

名簿、会則の作成例

〇〇の会会員名簿（例）

〇年〇月〇日現在

| No. | 氏名 | 年齢 (満年齢) | 住所 | 連絡先電話 | 備考 |
|-----|--------|-------------------|--------------|-----------|-----|
| 1 | 新宿 太郎 | 65 | 新宿区歌舞伎町1-4-1 | 3209-1111 | 代表者 |
| 2 | 四谷 はなえ | 60 | 新宿区内藤町8-7 | 3354-6171 | 会計 |
| 3 | 牛込 じろう | 65 | 新宿区笹笥町1-5 | 3260-1911 | |
| 4 | 榎 はつえ | 70 | 新宿区早稲田町8-5 | 3202-2461 | |
| 5 | 若松 めぐみ | 73 | 新宿区若松町1-2-6 | 3202-1361 | |
| 6 | 中野 ひさえ | 68 | 中野区東中野5-1-1 | 3209-1111 | |
| 7 | | 5名以上が団体登録の要件になります | | | |

〇〇会会則（例）

（目的）

第1条 本会は、〇〇〇〇の活動を通し、会員相互の親睦を図るとともに地域の高齢者の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（名称等）

第2条 本会の名称は〇〇〇〇〇〇として、団体の所在地を3条に規定する代表者の住所とすることができる。

（代表者等）

第3条 会の代表を務める者を1名定めるものとする。代表者は会の運営全般の会務に当たるものとする。代表に事故のある時は、会員のなかから代理者を選び、会を運営することができる。

（会員）

第4条 会員は本会の目的に賛同し、入会は原則60歳以上とする。会員は相互信頼を旨とし、話し合いにより会の運営に協力しなければならない。会への入会及び退会は拒まないものとする。また、他の団体での活動について拒まないものとする。

（役員）

第5条 役員は、代表者のほか、会員の互選により選ぶものとする。会計1名を代表者以外の役員から選ぶものとする。

（会費）

第6条 会の運営に必要な経費等は会員より収入されるものとする。会計は金銭等の出納を行い、会計の報告を行うものとする。

*（会費の額や集める日を月の1回目の活動日などと、具体的に決めてください）

（地域貢献）

第7条 本会が活動のために利用する施設が計画する地域啓発事業等を支援協力するとともに、地域の高齢者の社会参加に積極的に関わるものとする。

（役員会等）

第8条 役員会は代表者が必要の都度、招集する。総会は年〇回、〇月に行う。

*（総会は全体的なことを確認する会合、通常の活動後に行うなどで構いません。）

附則 この会則は 年 月 日より施行する。
会則の変更は総会の承認を得なければならない。